

I. はじめに

3月決算企業は計算書類や招集通知の作成が一段落したところですが、上場企業は有価証券報告書の開示を翌月に控えており、早速その準備に取り掛からなくてはなりません。そこで、先月の Seiwa Newsletter Vol.46「平成31年3月期決算留意事項」で紹介した有価証券報告書の記載内容の改正について、開示例を交えて、より詳細に解説します。

II. 改正内容と適用時期

投資判断に必要とされる情報の充実と情報の信頼性・適時性を確保するために、有価証券報告書の記載内容に関する改正が本年1月に公布・施行されました。主な改正項目とその適用時期は下表のとおりです。

改正項目	2019/3	2020/3
主要な経営指標等の推移	✓	
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等		✓
事業等のリスク		✓
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析		✓
コーポレート・ガバナンスの概要	✓	
監査の状況		
● 監査役会等の活動状況		✓
● 監査法人の継続監査期間		✓
● 監査法人の選定方針・理由	✓	
● 監査役会等による監査法人の評価	✓	
● ネットワークファームへの報酬等	✓	(*1)
● 監査役会等による報酬の同意理由	✓	
役員の報酬等	✓	
株式の保有状況	✓	

(*1) 経過措置により2020年3月期からの適用可

(*2) 2020年3月期から適用される項目はいずれも早期適用可

III. 主要な経営指標等の推移

最近5年間の「株主総利回り」の推移について、企業が選択する株価指数（TOPIX、日経平均株価、同業他社平均など）における総利回りと比較して記載します。この「株主総利回り」とは、株式投資により得られた収益（配当＋キャピタルゲイン）を投資額（株価）で割った比率をいい、次表のと

おり【各期の収益÷5期前の株価】として算定します。また、この改正に伴い、従来【提出会社の状況】の【株価の推移】において記載していた「最高株価」「最低株価」も【主要な経営指標等の推移】に記載することとされました。

これらの改正により、市場平均等と比較した当該企業への投資利回りを容易に把握することができます。

	5期前	4期前	3期前	2期前	1期前	当期
株価(a)	100	110	80	90	105	125
配当		5	5	5	5	5
配当累計(b)		5	10	15	20	25
収益(a+b)		115	90	105	125	150
株主総利回り		115%	90%	105%	125%	150%

開示例：提出会社の経営指標等

回次	X1期	X2期	X3期	X4期	X5期
...					
株主総利回り (%)	115	90	105	125	150
(比較指標：TOPIX) (%)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)
最高株価 (円)	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
最低株価 (円)	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

IV. コーポレート・ガバナンスの状況等

ガバナンス情報を分かりやすく投資家に提供するため、【役員】の状況を【コーポレート・ガバナンスの状況等】の中に整理したうえで、全体的に情報が拡充されます。

第4【提出会社の状況】改正前	改正後
...	
4【株価の推移】	(【主要な経営指標等の推移】へ移動)
5【役員】の状況	(下記4(2)へ移動)
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】	4【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】	(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】
① 企業統治の体制	(2)【役員】の状況
② 内部監査及び監査役監査の状況	(3)【監査】の状況
③ 会計監査の状況	(4)【役員】の報酬等
④ 社外取締役及び社外監査役	(5)【株式】の保有状況
⑤ 役員】の報酬等	
⑥ 株式】の保有状況	
(2)【監査報酬】の内容等	

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を示したうえで、従来の【企業統治の体制】について設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名（機関の長の役職名や社外役員である旨を含む）の記載が新たに求められます。

(2) 監査の状況

改正後の【監査の状況】には、監査役監査、内部監査及び会計監査の状況を区別して記載します。このうち、本改正では主に会計監査についての記載内容が追加されました。2019年3月期から記載が必要となる事項は以下のとおりです。

- 監査人を選定するに当たって考慮するものとしている方針（解任・不再任の方針を含む）及び選定した理由
- 監査役会等が監査人の評価を行った場合にはその旨及び内容
- 監査役会等が監査報酬に同意した理由

監査人は監査の対象となる企業から報酬を得て監査を行います。そのため、監査人の独立性が損なわれないように、あるいは独立性が損なわれているとの疑念を持たれないように、企業が適切な方針・プロセスを経て監査人を選定している旨を上記の記載によって開示します。

なお、一部の事項は会社法の事業報告における記載内容です。同一の内容を記載することが考えられます。

(3) 役員の報酬等

最近、大手自動車メーカーでも話題となりましたが、役員報酬は投資家の関心が高い事項です。従来は報酬額が開示の中心でしたが、今回の改正により、企業の報酬プログラムが詳細に記載されることとなります。

役員報酬の決定に関する方針

- 役員報酬の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針（下線部が今回の改正）
- 役員報酬に関する株主総会の決議年月日及び決議内容

報酬決定プロセスに関する事項

- 役員報酬決定方針の権限者、権限内容及び裁量範囲
- 報酬委員会等が存在する場合にはその手順の概要
- 取締役会及び報酬委員会等の活動内容

業績連動報酬に関する事項

- 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合の決定に関する方針
- 業績連動報酬にかかる指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法
- 業績連動報酬にかかる指標の目標及び実績

役員区分ごとの報酬等は、「固定報酬」「業績連動報酬」「退職慰労金」など、企業の実態に合わせて区分記載します。

(4) 株式の保有状況

役員報酬と同様に、従来は定量的な開示が中心でした。ところが、政策保有株式に関して保有目的の説明が定型的・抽

象的なため、保有の合理性や効果が検証できないとの指摘があり、その判断材料としての記載が追加されます。

開示例：株式の保有状況

① 投資株式の区分の基準や考え方 ・・・			
② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式			
a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容 ・・・			
b. 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額			
	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額	
非上場株式	xxx	xx,xxx	
上記以外の株式	xxx	xx,xxx	
当事業年度において株式数が増加した銘柄			
	銘柄数	取得価額の合計額	株式数増加の理由
非上場株式	xx	x,xxx	・・・
上記以外の株式	xx	x,xxx	・・・
当事業年度において株式数が減少した銘柄			
	銘柄数	売却価額の合計額	
非上場株式	xx	x,xxx	
上記以外の株式	xx	x,xxx	
c. 個別銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額及び保有目的等			
銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的及び効果 相手方の保有の有無 株式数増加の理由
	株式数	株式数	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	
A社	xxx x,xxx	xxx x,xxx	・・・
B社	xxx x,xxx	xxx x,xxx	・・・
...			

(記載すべき銘柄数は、従来の30銘柄から60銘柄へ拡大)

V. 記述情報の開示の好事例集

今回は2019年3月期から適用される改正項目を取り上げました。2020年3月期からは、投資家による適切な投資判断のための情報開示や投資家と企業の建設的な対話を促進させる目的で、【事業の状況】に関する記述情報の記載が多く追加されます。これらの検討に当たっては、金融庁が公表している「[記述情報の開示の好事例集](#)」が参考になります。こちらを併せてご覧ください。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>